

請求書には、賃金台帳と出勤簿の写を添付願います。

200

## 健康保険出産手当金請求書

(第 1 回)

(被保険者への注意事項)

1、①および⑥は、健康保険の被保険者証に書いてあります。  
2、⑨、⑩の(A)は、それぞれ該当する文字を丸で囲んで下さい。  
3、出産手当金は、女子被保険者が分べんのため事業所の勤務を休んだため賃金が受けられない場合に支給されるもので、その期間は、分べんの前が四十二日間(分べんの当日を含む多胎妊娠の場合においては分べんの前間)、分べんの後が五十六日間を限度として支給されます。  
4、証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳者の住所・氏名を明記した翻訳文を添付して下さい。  
5、※印の欄は、記入しないで下さい。

被 保 険 者 が 記 入 す る と こ ろ	① 被保険者証の	記号	番号	② 被保険者(請求者)の氏名と印	
	9000	20	健保花子		
	④ 被保険者(請求者)の住所	〒135-0033 江東区深川〇-〇-〇 電話 03-3646-〇〇〇〇			
	⑤ 事業所の名称	株式会社 木材商店			
	⑥ 被保険者の資格を取得した日	昭和平成令和	12年4月1日	⑦ 被保険者の標準報酬月額	260千円
	⑧ 分べんの日	令和1年10月10日	⑨ 左記の分べん日は、 実分べんですか又は 予定分べんですか	⑩ 実分べん(分べん予定日 1年10月10日) 2. 予定分べん	
	⑩ 分べんのため休んだ期間(請求期間)	令和1年8月30日から 令和1年12月5日まで 98日間			
	(A) うえの⑩に書いた期間中の報酬(賃金)を受けましたか、又は受けられますか	受けた ・ 受けない ・ 受けられる ・ 受けられない			
	⑪ 報酬支払を受けたとき又は受けられるときは、その報酬の額とその報酬額支払の基礎となった期間	令和1年8月21日から 令和1年9月20日まで の分として 9,000円			
	令和 年 月 日 提出 ※ / 受 符 日 符 印 /				

◎請求の際に今一度確認を！書きもれないか、印もれ無いか

振 込 先 金 融 機 関	〇〇 銀行 本店 信用金庫 支店		
	預金種別	口座番号	口座名義人
	1. 普通 4. 貯蓄	1234567	ケンポハナコ (カタカナで記入して下さい)

支払予定日

社会保険労務士 の提出代行者印	印
--------------------	---

事 業 主 が 記 入 す る と こ ろ	⑫ 労務に服さなかった期間	令和1年8月30日から 令和1年12月5日まで	98日間	
	⑬ うえの期間中 の分として支 払う報酬関係	⑭ 全部支給した または支給 できる場合	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	金 円 (日額) ( 月 日 支払) (金 円)
		⑮ 一部支給した または支給 できる場合	令和1年8月21日から 令和1年9月20日まで	金 9,000 円 (日額) ( 9月 25日 支払) (金 300 円)
		⑯ 現在までも また将来も支 給しない理由	労務に就いていないため	
	通常の給与の締切日・支払日	毎月 20 日締切	当月翌月 25 日払	
うえのとおり相違ないことを証明いたします 〒135-0016 事業主住所 江東区東陽〇-〇-〇 事業主名称 株式会社 木材商店 氏名 代表取締役 木材 健太郎 電話 03-1234-5678				

6、⑬の⑭と⑮にわたるときは、両端に分けて記載して下さい。  
7、⑬の⑯の欄は、現在までも将来も支給しないときは、理由を記載して下さい。  
8、被保険者の資格を喪失した後の期間にかかる請求であるときは、証明を行う  
9、⑬の⑰の欄は、それぞれ該当する文字を丸で囲んで下さい。  
10、⑬の⑱の欄は、「死産」を丸で囲んだ場合は、妊娠幾箇月の死産であるかを該当欄に付記して下さい。

医 師 又 は 助 産 師 が 意 見 を 書 く と こ ろ	⑲ 分べん年月日	令和 年 月 日	⑳ 分べん予定年 月 日	令和 年 月 日
	㉑ 正常分べん又は異常分べんの別	正常・異常	㉒ 生産又は死産の別	生産・死産(妊娠 週)
	㉓ 入院して分べんしたときはその期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	㉔ 入院費用の別	健保・自費 公費・その他
	㉕ 出生児の数	単胎・多胎 ( 児 )		
	うえのとおり相違ありません。 〒 職名 ( ) 住所 氏名 電話			

(医師又は助産師への注意事項)

9、⑲、⑳、㉑、㉒および㉓の欄は、それぞれ該当する文字を丸で囲んで下さい。  
10、⑲の欄は、「死産」を丸で囲んだ場合は、妊娠幾箇月の死産であるかを該当欄に付記して下さい。

(共通する注意)

11、印は、ハッキリと押し、印もれないように注意して下さい。  
12、訂正したところには、各記載者の氏名のわきに押した印と同じ印(①から⑩までの訂正箇所には③の印、⑫から⑱までの訂正箇所には⑰の印、⑲から㉕までの訂正箇所には㉔の印)を訂正印として押して下さい。  
13、⑩、⑪の(B)、⑫および㉑の期間の計算は、両端を入れて、間違いなく計算して下さい。たとえば、10月29日から11月4日までは、7日間となります。

東京都木材産業健康保険組合